

東北支部規約

平成25年5月10日施行
 平成26年5月23日改正
 平成27年5月21日改正
 平成28年5月27日改正
 平成29年5月23日改正

(総則) 第1条	この規約は支部規程第1条第2項により、東北支部（以下、「この支部」という。）の運営の詳細について定める。
(設置) 第2条	この支部は、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県の区域を単位として構成する。 2. この支部は、事務所を宮城県仙台市に置く。
(名称) 第3条	この支部の名称は、公益社団法人 日本建築家協会東北支部とする。
(目的・事業) 第4条	この支部は、本部事業の補佐と併せ、所管する県内の住民、他団体、行政、と協調しながら地域に根差した活動を行い、定款第3条の目的達成につとめる。 2. この支部は、事業計画と予算を立案し、事業年度開始2ヶ月前までに支部役員会及び本部理事会の承認を得なければならない。 3. 事業の実施に際し、事業計画及び予算の大幅な変更が生じる場合は、予め理事会の承認を得なければならない。
(正会員) 第5条	この支部は、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県において主たる業務を行う全ての正会員をもって組織する。 2. 原則として正会員は業務を行う地域会に入会するものとする。
(準会員、協力会員) 第6条	この支部は、本会の趣旨に賛同し、この支部の事業に参加、支援をする個人を準会員、この支部の事業に参加、支援、賛助する個人、法人、または団体を協力会員として募ることができる。 2. この支部所属の準会員、協力会員の入会金は下記による。 ●準会員 ①専門会員[A] 入会金：6,000円 年会費：18,000円 ②シニア会員[A] 入会金： 0円 年会費：18,000円 ③ジュニア会員[B] 入会金：3,000円 年会費：9,000円 ④学生会員[B] 入会金：1,000円 年会費： 0円 ●協力会員（法人） 入会金：50,000円 年会費：50,000円 ●協力会員（個人） 入会金：10,000円 年会費：10,000円
(支部役員等) 第7条	この支部に次の支部役員を置くが、支部長以外の支部役員の選出等については支部が別に定めた支部役員選挙基準による。 支部長 1名（本部理事兼任） 副支部長 6名以内 支部幹事長 1名 支部副幹事長 3名以内 支部幹事 14名以内 支部監事 2名

<p>(支部役員等) 第7条(続き)</p>	<p>2. 支部役員(支部長を除く)の任期は1期2年とし原則2期を限度とする。ただし、特別な事由があり支部総会が認めた場合は3期までの再任を妨げない。</p>
<p>(支部役員等の職務) 第8条</p>	<p>支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。 支部役員の職務等は、支部規程の定めによるほか、下記による。</p> <p>2. 副支部長は支部長を補佐する。</p> <p>3. 正副支部幹事長は支部長を補佐し、支部幹事をまとめ、支部の業務を分担執行する。</p> <p>4. 支部幹事は、支部役員会の構成員として支部役員会の方針を定め、支部の業務を分担執行する。</p> <p>5. 支部監事は支部の会計及び業務執行の状況を監査し、支部役員会及び支部総会に報告する。 支部役員会に出席し意見を述べる事が出来る。ただし、議決には加わらない。</p>
<p>(支部総会) 第9条</p>	<p>通常支部総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に支部長が招集する。</p> <p>2. 支部総会の招集は、少なくとも開催日の7日前までに、その会議の日時、場所、及び付議する事項を示し、文書でこれを正会員及び、準会員である専門会員、シニア会員に通知しなければならない。</p> <p>3. 支部総会は所属正会員の1/5以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>4. 支部総会の議長は、その総会に置いて、出席正会員の中から選出する。</p> <p>5. 支部総会において、この支部に所属する専門会員、シニア会員は、総会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、議決権を有しない。</p> <p>6. 次の場合に、支部長は臨時支部総会を招集しなければならない。 (1) 支部役員会において過半数が必要と認めるとき。 (2) 支部役員会において、支部監査より議案を示して開催の申し出があったとき。 (3) この支部に所属する正会員の1/10以上から、会議の目的を示して請求のあったとき。</p> <p>7. 議事録は定款を準用し支部で作成・保存し、理事会に報告しなければならない。</p>
<p>(支部役員会) 第10条</p>	<p>支部役員会は支部規約第7条に定める支部役員をもって構成する。</p> <p>2. 支部役員会は必要に応じて支部長が招集し、支部事業その他の会務を評議決定する。</p> <p>3. 支部役員会の議長は、支部長または支部長が指名する支部幹事がこれにあたる。</p> <p>4. 支部役員会は、構成員の1/2以上が出席しなければ決議することができない。</p> <p>5. 支部役員会の決議は、議決権を有する出席支部役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。</p> <p>6. 議決権の行使は、他の出席支部役員に委任することができ、その場合は出席と見なす。</p> <p>7. 緊急の案件については、書面による議決、持ち回りによる議決を可とする。</p>
<p>(財産及び会計) 第11条</p>	<p>この支部の財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 本部から、支部会員数に応じて配分される支部運営費 (2) 支部の実情に応じて徴収する、支部追加運営費 (3) この支部所属の準会員、協力会員の入会金及び会費 (4) 寄付金品 (5) 財産から生じる収入 (6) 事業に伴う収入 (7) その他の収入</p>

<p>(統合・分割及び廃止) 第 12 条</p>	<p>支部総会において、2/3 以上の賛成をもって支部の解散が議決されたときは、支部統合・分割及び廃止に関する全てを理事会及び総会の決議に委ねなければならない。</p>
<p>(地域会) 第 13 条</p>	<p>この支部は、支部総会及び総会の議決を経て、原則として都道府県ごとに地域会を設ける。</p> <p>2. 本部で定めた地域会規程、支部で定めた地域会規約、地域会で定めた地域会規則により地域会を運営する。</p> <p>3. この支部は地域会から、事業年度開始 2 ヶ月前までに事業計画及び予算の報告を、毎事業年度末には活動及び決算の報告を受け、これを速やかに理事会へ報告する。</p> <p>支部活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、支部役員会の議決を経て、この支部に委員会及び部会を置き、または廃止する事ができる。</p>
<p>(委員会・部会) 第 14 条</p>	<p>支部委員会・部会は、理事会の求めに応じて同じ目的を持つ本部委員会・部会に委員を推薦し本部との連携を図らなければならない。</p> <p>2. 支部委員長・部会長は支部役員会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、決議には加わらない。</p>
<p>(事務局) 第 15 条</p>	<p>この支部の事務処理を適切に行うために事務局を宮城県仙台市に置く。</p> <p>2. 事務局の就業及び組織運営に関し必要な事項は、支部役員会の承認を得て別に定める。</p>
<p>(準 用) 第 16 条</p>	<p>この規約に定めのない事項については、定款及び支部規程を準用する。</p>
<p>(改 廃) 第 17 条</p>	<p>この規約の改廃は、支部総会の決議及び理事会の承認による。</p>
<p>(附 則)</p>	<p>この規約は平成 25 年 5 月 10 日より施行する。</p> <p>2. この支部の公告は電子公告により行う。</p>